

新潟県公安委員会規則第9号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（平成24年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公表の対象となる行政処分) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。 (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による新潟県知事（ <u>法第28条及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事をいう。以下同じ。</u> ）の同意又は法第23条第2項の規定による新潟県知事からの要請に際し、 <u>新潟県知事</u> から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合 (2) (略)	(公表の対象となる行政処分) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。 (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による <u>国土交通大臣</u> の同意又は法第23条第2項の規定による <u>国土交通大臣</u> からの要請に際し、 <u>国土交通大臣</u> から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合 (2) (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。